

入札説明書（電子入札）

群馬県東毛工業用水道事務所で購入する水道用ポリ塩化アルミニウムに係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に基づくもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月19日

2 契約担当者 群馬県東毛工業用水道事務所長 青木 宏明

3 調達内容等

(1) 調達物品名及び数量

水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)

購入予定数量 260,000kg

(2) 調達物品の品質及び規格

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

群馬県東毛工業用水道事務所(群馬県太田市高林南町1-7)

4 条件付き一般競争入札参加資格

この公告の条件付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この公告に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程(昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「規程」という。)第132条の32第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から入札日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 資格者名簿において、営業品目に薬品があり、格付がA等級の者であること。

(7) 当該調達物品について、仕様書記載の規格に適合した物品及び数量を、指定する日時及び場所に確実に納入できる者であること。

(8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

5 入札参加形態

単体による参加

6 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を次により提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年2月19日(木)午前9時から同年3月5日(木)午後4時まで
(ただし、ぐんま電子入札共同システムの停止時間を除く)

(2) 申請書等の提出方法

ぐんま電子入札共同システム(外部リンク)による。

アドレス:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 一般競争入札参加資格確認資料(様式第2号)

なお、納入を予定している製品の品質が確認できる書類として仕様書2の(5)に記載する成績表等の写しを添付すること。ただし公告日以前に採取した試料でも構わない。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月9日(月)に、ぐんま電子入札共同システムにより通知する。

(5) 入札参加資格の確認後であっても、通知があった日から開札の時までに参加資格を失ったときは、入札参加資格を取り消すとともに、ぐんま電子入札共同システムによりその旨通知する。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札の参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して次に従い、書面により、その理由の説明を求めることができる。

(1) 提出期間

令和8年3月10日(火)から同月16日(月)まで
(ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 提出場所

群馬県東毛工業用水道事務所 (群馬県太田市高林南町1-7)
電話:0276-38-4211

(3) 提出方法

書面により直接持参するものとし、郵送または電送は認めない。

(4) 回答方法

上記により説明を求められた場合は、令和8年3月18日(水)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 仕様書等に関する質問

仕様書、その他執行方法等について質問がある場合には、簡易な内容を除き書面(様式は自由)により提出すること。

(1) 提出期間

令和8年2月20日(金)から同年2月26日(木)まで
(ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 提出場所

群馬県東毛工業用水道事務所 (群馬県太田市高林南町1-7)
電話:0276-38-4211 FAX:0276-38-4220

(3) 提出方法

直接持参またはFAXにより提出すること。FAXによる場合は、電話連絡のうえ送信すること。

(4) 回答方法

説明を求められた場合は、令和8年3月5日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答するとともに、(2) 提出場所において閲覧に供する。

9 入札手続き等

(1) 入札書提出期間

令和8年3月11日(水) 午前9時から同月18日(水) 午後4時まで
(ただし、ぐんま電子入札共同システムの停止時間を除く)

(2) 開札予定日時

令和8年3月19日(金) 午前9時00分

(3) 入札の方法

ア ぐんま電子入札共同システム(外部リンク)による。

アドレス：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>

イ 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、規則及び規程の規定を遵守すること。

ウ 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為はしないこと。

エ ぐんま電子入札共同システムへの入力金額は、次により得た金額とすること。

(ア) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、次により得た金額とすること。

【1 kg あたり契約希望単価×1 0 0 ÷ 1 1 0】(小数点以下第1位まで) ×購入予定数量

(イ) 落札者の決定方法

規程第132条の9に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムにより提出したくじにより、落札者を決定する。

(ウ) 契約単価

契約は1kgあたりの単価によるものとし、当該単価は入札金額に基づき以下により算定する。

消費税等課税事業者の場合

前記(ア)の入札金額÷購入予定数量 ただし小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

なお、消費税等は代金支払い時に合わせて支払う。

消費税等免税事業者の場合

前記(ア)の入札金額÷購入予定数量×1 1 0 ÷ 1 0 0 ただし小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てる。

オ 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に消費税を乗じた金額×購入予定数量から得た金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付すること。ただし、規程第132条の16の規定に該当する場合は、免除する。

1 0 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札を無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者の入札
- イ 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ウ 入札者が同一の入札について2以上の入札書を提出したとき。
- エ 入札に際し、不正行為があったとき。
- オ ICカードを不正に使用した者の入札。
- カ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 1 契約書の作成の要否

要

1 2 支払い条件

(1) 落札者は、納入した物品を月ごとに集計し、翌月10日までに県に納品一覧表を提出、県の検査完了後にその代金の支払請求をするものとする。

消費税及び地方消費税額は、売買契約の際の数量(売買代金を請求する際の数量)に単価を乗じて得た金額に10%を乗じた金額(円未満の端数は切捨て)とし、県は落札者から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。

(2) 県は、上記(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

1 3 契約の確定

この公告に係る契約は、令和8年度群馬県工業用水道事業会計予算が可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。また、当該入札の落札決定の効果は、令和8年4月1日に令和8年度予算発効時において効力を生じ、契約の締結は同日とする。

1 4 その他

その他詳細は、別紙仕様書による。